

青色申告を始めましょう!

青色申告のメリット

○青色申告特別控除

「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能です。

65万円の控除を受ける為には、e_Tax(電子申告)による申告が必要です。もし、e_Tax(電子申告)で申告しない場合は、55万円の控除となります。

○損失の繰越しができる

損失額を翌年以後3年間(法人は9年間)にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。

○自宅をオフィスにすると家賃や光熱費の一部が経費にできる

○専従者(家族)の給与額を必要経費に算入できる

○収入保険に加入できます【実績が1年あれば加入が可能】

※青色申告には、「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。

正規の簿記は、複式簿記です。簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。

※帳簿を付けることで、自らの経営状況をつかみやすくなるとともに、金融機関からの信用を得やすいといった経営上のメリットも出てきます。

★ 青色申告を新たに始める方は、原則、その年の3月15日までに所轄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

収入保険

または

農業共済

へ加入しましょう！

「備えあれば憂いなし」の農業経営実現のためには、**収入保険**または**農業共済**への加入が大切です。



詳しくは、**大阪府農業共済組合**にお問合せください。



- | | | |
|--------------------------|------|------------------|
| <input type="checkbox"/> | 北部支所 | TEL 072-631-7737 |
| <input type="checkbox"/> | 南部支所 | TEL 0725-92-3313 |
| <input type="checkbox"/> | 本 所 | TEL 06-6941-8736 |